

リハビリデイサービス Life 利用契約書

____様（以下「利用者」という）と株式会社リハビリデイサービス Life が運営するリハビリデイサービス Life（以下「事業者」という）は事業者が利用者に対して行う地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「通所介護サービス」という。）の実施に関わる介護サービス等の提供について、次の通り契約します。

（目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、通所介護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約期間は、契約日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日迄とします。

2 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合は、契約は自動更新されます。

（地域密着型通所介護計画）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、「居宅サービス計画」に沿って「地域密着型通所介護計画」を作成します。事業者はこの内容を利用者及び家族に説明し同意を得た上で通所介護サービスを提供します。

（地域密着型通所介護の提供場所・内容）

第4条 通所介護サービスの提供場所、所在地及び設備の概要は「重要事項説明書」の通りです。

2 事業者は前条に定めた地域密着型通所介護計画に沿ったサービスを提供するにあたり、その内容を利用者に説明します。

3 利用者はサービスの内容の変更を希望する場合には、事業者に対しその旨、申し入れを行うことができます。事業者は申し出があった場合、可能な限りその希望に添えるよう努力します。

（通所介護サービス内容及びその提供）

第5条 事業者は、地域密着型通所介護計画に沿って、別紙「重要事項説明書」に記載した内容の通所介護サービスを提供します。

2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。

3 利用者は、自分に関する第2項のサービス実施記録の閲覧、複写物の交付を求めることができます。

（料金）

第6条 利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」に定める利用単位毎の料金

をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

- 2 事業者は、利用料金、その他費用はその月末締めとし、翌月 10 日頃までに請求書を投函いたします。
- 3 利用者は、当月料金の合計額を翌月 20 日までに請求書記載の口座へ銀行振り込み又は口座振替にて支払います。
- 4 事業者は利用者から支払いを受けた時には、利用者に対し領収書を発行します。

(サービスの中止)

第 7 条 利用者がサービスを中止する場合の方法は「重要事項説明書」に記載した通りとします。

- 2 事業者は利用者の体調不良等により、通所介護サービスの提供が困難と判断した場合は当該サービスを中止することができます。

(料金の変更)

第 8 条 事業者は利用者に対して、1 ヶ月前までに文書で通知する事により利用料及び食費等の単価の変更を申し入れることができます。

- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく「重要事項説明書」を作り、互いに取り交わします。
- 3 利用者が料金の変更に承諾しない場合は、事業者に対し、文書で通知する事によりこの契約を解除することができます。

(契約の終了)

第 9 条 利用者は事業者に対し、1 週間の予告期間において文書で通知する事により、この契約を解除することができます。但し、利用者の病変、急な入院など、やむを得ない事情がある場合は予告期間が 1 週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。

2 事業者はやむを得ない事情がある場合には、利用者に対して 1 ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

3 次の事項に該当した場合には、利用者は文書で通知する事により、直ちにこの契約を解除することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- ② 事業者が守秘義務に反した場合。
- ③ 事業者が利用者及びその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- ④ 事業者が破産した場合。

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金が 2 ヶ月以上滞納し、利用料金を支払うように勧告したにも係わらず 7 日以内に支払われない場合。
- ② 利用者が正当な理由なくサービス中止を繰り返した場合、又は利用者の入院もしくは、病気等により、1 ヶ月以上に渡ってサービスが利用出来ない状態であることが明らかになった場合。
- ③ 利用者及びその家族が事業者、サービス従事者又は、他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合。

5 次の事由に該当した場合は自動的にこの契約が終了します。

- ① 利用者が介護施設に入所した場合。
- ② 利用者の要介護認定及び要支援区分が非該当（自立）と認定された場合。
- ③ 利用者が死亡した場合。

（秘密保持）

第10条 事業者及び事業所従事者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び、その家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。

2 事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。

（賠償責任）

第11条 事業者はサービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合、利用者に対してその損害を賠償します。

（緊急時の対応）

第12条 事業者は、現に提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡すると共に、主治医に連絡する等、必要な処置を講じます。

（居宅介護支援事業所等との連携）

第13条 事業者は、通所介護サービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所）又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者の密接な連携に努めます。

（苦情処理）

第14条 事業者は利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

（裁判管轄）

第15条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

（協議事項）

第16条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めない事項については、介護保険法令、その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、利用者と事業者が各自署名押印の上、1通ずつを保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者	住 所	宮城県栗原市志波姫新沼崎 51-3
	事業者名	株式会社リハビリデイサービス Life
	事業所名	リハビリデイサービス Life
	代表取締役	白 鳥 雄 三 印

ご利用者	住 所	_____
	氏 名	_____ 印

代理人	住 所	_____
	氏 名	_____ 印